

毎週火、金曜日発行(但休日に当る時は翌日)
昭和四月十五日第三種郵便物登録

鳥取県公報

鳥取県規則第八号
鳥取県立輕費老人ホーム使用料条例の施行期日を定める規則
鳥取県立輕費老人ホーム使用料条例(昭和三十八年十二月鳥取県条例第五十七号)の施行期日は、昭和三十九年三月一日とする。

告 示

- ◆規則
鳥取県立輕費老人ホーム使用料条例の施行期日を定める規則
- ◆告示
昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号(廻の指定について)の一部改正
- ◆人委規則
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

規 則

鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県告示第八十九号

昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号(廻の指定について)の一部を次のよう改正し、昭和三十九年三月一日から施行する。

昭和三十九年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県立輕費老人ホーム使用料条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和三十九年三月一日

「鳥取県母来寮 東伯郡羽合町大字上浅津餅ヶ坪」を「鳥取県母来寮 東伯郡羽合町大字上浅井岩美郡岩美町大字岩井」に改称する規則

津餅ヶ坪
字長者台二五〇」に改める。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年三月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午
鳥取県人事委員会規則第十号

職務の等級の分類の基準に関する規則

一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年

三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 母来寮 寮長 次長 // // を

母	來	寮	寮	長	次	長	//
岩	井	長	者	寮	長	//	//
				次	長	//	//
				次	長	//	//
				次	長	//	//

に改める。

母	來	寮	看護婦
岩	井	長	者
			寮

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年三月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午
鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第一号(1)中「十四号給」を「十三号

母	來	寮	看護婦
岩	井	長	者
			寮

を

給に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年三月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午
鳥取県人事委員会規則第十二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を

改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項に次の一号を加える。

九 岩井長者寮の看護婦

附 則

この規則は、公布の日から施行する。